

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)	要介護5 (〇〇〇単位)		
(1) 認知症疾患療養型介護療養施設サービス費	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1> (従来型個室)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)		
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) 看護<6.1> 介護<4.1> (多床室)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)		
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<5.1> (従来型個室)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅲ)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)	
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅳ) 看護<6.1> 介護<5.1> (多床室)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)	
			(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<6.1> (従来型個室)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅴ)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)
				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅴ) 看護<6.1> 介護<5.1> (多床室)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)
	(2) 小規模生活単位型認知症疾患型介護療養施設サービス費			(一) 小規模生活単位型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅴ) ユニットケア型個室)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)
					要介護5 (〇〇〇単位)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)
		要介護4 (〇〇〇単位)			要介護5 (〇〇〇単位)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	
		(二) 小規模生活単位型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅴ) ユニットケア型個室)		要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)	要介護4 (〇〇〇単位)	
			要介護5 (〇〇〇単位)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)	要介護3 (〇〇〇単位)		
			要介護4 (〇〇〇単位)	要介護5 (〇〇〇単位)	要介護1 (〇〇〇単位)	要介護2 (〇〇〇単位)		

注					
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合
$\times 70/100$	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$\times 90/100$	-12単位	$\times 90/100$

注 実業管理の評価

注 外泊時費用

注 他科受診時費用

(2) 初期加算 (1日につき +30単位)

(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導等加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)
		b 退院時指導加算 (400単位)
		c 退院時情報提供加算 (500単位)
		d 退院前連携加算 (500単位)
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
(4) 特定診療費		

入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合